

## 所得超過による児童手当受給資格消滅後の手続きについて

児童手当が支給されなくなった後、所得が所得上限限度額未満となった場合、新たに児童手当を受給するためには、認定請求書の提出が必要となります。

※所得超過のため申請が却下された場合も同様です。

### ① 児童手当の受給資格が消滅（却下）となった年度の翌年以降の所得が、所得上限限度額未満となった場合

毎年5月中旬から6月頃に交付される市民税・県民税の決定（変更）に関する通知書を受け取った日の翌日から15日以内に認定請求書を提出してください。

※15日以内の提出であれば、当該所得により算定する最初の月に遡って支給されますが、15日を過ぎますと、提出した月の翌月分からの支給となります。

※所得や扶養人数の修正を行ったことにより、所得上限限度額未満となった場合も同様に認定請求書の提出が必要ですが、市民税・県民税の変更通知が発行されない場合がありますので、修正申告後、速やかにこども家庭課へご連絡ください。

### ② 児童手当の受給資格が消滅（却下）となった年度の所得や扶養人数等の修正申告を行ったことにより、所得が所得上限限度額未満となった場合

(ア) 当該年度の所得情報が和歌山市外にある方（その年の1月1日の住所地が和歌山市外の方など）



修正申告後、速やかにこども家庭課へご連絡ください。

(イ) 当該年度の所得情報が和歌山市にある方（その年の1月1日の住所地が和歌山市内の方）



市民税課より、修正申告を行った情報の提供を受けるため、連絡等は不要です。  
(※消滅（却下）となった年度の所得に限ります。その翌年度以降は①のとおりです。)

※(ア)(イ)共に、修正した情報をこども家庭課が確認するまで、2, 3ヶ月かかることがあります。

※父母共に所得がある場合、所得額が高いほうの方の所得を用いて審査します。

※消滅（却下）年度が不明な方は、こども家庭課までお問い合わせください。